

見附市告示第28号

見附市道路線の供用廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を廃止する。

なお、関係図面は令和5年3月27日から3月31日まで見附市建設課において縦覧に供する。

令和5年3月27日
見附市長 稲田 亮

供用廃止をする路線名及び区間 9路線

路線番号	路線名	起点地番	終点地番	延長 (m)
3	坂井・柳橋線	見附市坂井町字八方乙159-1	見附市柳橋町字土居下461-1	2,942.9
16	上新田・市野坪線	見附市上新田町字大面江東120-2	見附市葛巻町字漕渡1683-3	2,367.8
17	刈谷田2号線	見附市葛巻町2160-8	見附市葛巻3丁目1246-11	182.8
1304	細越2の8号線	見附市細越2丁目206	見附市細越2丁目361-3	244.1
1352	杉沢13号線	見附市杉沢町字下ノ原1290	見附市杉沢町字下ノ原1296	84.1
1453	市野坪12号線	見附市市野坪町923-1	見附市市野坪町923-1	48.6
1553	葛巻1の48号線	見附市葛巻1丁目1846-16	見附市葛巻1丁目1846-16	38.9
3139	市野坪18号線	見附市市野坪町字腰回り746-1	見附市市野坪町字浦540-1	496.2
6119	上新田18号線	見附市上新田町字新江東202-1	見附市上新田町1073-1	295.5

供用廃止日 令和5年3月31日